

## 第26回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月14日(木) 13時57分～14時51分

2 開催場所 平川市役所 4階 大会議室2

3 出席農業委員(17名)

2番委員	齋藤 美也子	3番委員	對馬 忠法	4番委員	古川 榮
5番委員	工藤 守	6番委員	高井 美奈子	7番委員	今井 文雄
8番委員	大川 哲彌	9番委員	花田 良造	10番委員	工藤 正
11番委員	丹代 純嗣	12番委員	葛西 雅博	13番委員	今井 龍美
14番委員	柴田 博明	15番委員	桑田 久毅	16番委員	小山内 知寛
18番委員	山口 知治	19番委員	長尾 浩		

4 欠席農業委員(2名)

1番委員	三浦 勝志	17番委員	三浦 良孝		
------	-------	-------	-------	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】(8名)

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	七戸 茂春
平賀-4	齊藤 嗣郎	平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良
尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

6 出席事務局職員(5名)

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長補佐	長濱 貴弘
主査	谷川 智也	主事	佐藤 千尋		

7 議事日程等

第1 議事録署名者の指名

第2 会期の決定

第3 議案審議

議案第100号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第101号 農地利用集積計画の決定について

議案第102号 平川市農地利用最適化推進活動に関する規程の改正案について

議案第103号 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について

議案第104号 特定農地貸付け承認申請に係る農業委員会の承認について

報告第76号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第77号 使用貸借合意解約書の受理について

- 報告第 78 号 市街化区域内農地の転用届出の取消願について  
 報告第 79 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について  
 報告第 80 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

## 8 会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章  
 唱和（委員全  
 員）

(省略)

**【開会 13 時 59 分】**

議長（今井龍  
 美）

これより、第 26 回総会を開会いたします。  
 ただ今の出席委員は、19 名中 17 名です。  
 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。  
 議事録署名者の指名について、議長より指名することにご異議  
 ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。  
 14 番柴田委員、15 番桑田委員の両名にお願いいたします。  
 次に、会期についてお諮りいたします。  
 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございません  
 か。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。  
 議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、長濱碓  
 ヶ関支局長補佐、谷川主査、佐藤主事の出席を求めました。書記  
 には、長濱碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。  
 それでは議案審議に入ります。本日の議案は、お手元に配付し  
 てある議案第 100 号から議案第 104 号までの 5 件、ほかに報告が  
 5 件でございます。  
 現地調査の報告を省略し、担当した委員の方から特に疑問点等  
 がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。  
 はじめに、議案第 100 号を議題とし、事務局に説明を求めま  
 す。

谷川主査

それでは、1 ページをご覧ください。

議案第 100 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、152 番から 154 番までは経営拡大、155 番から 158 番までは耕作便利、159 番及び 160 番は新規就農、161 番は交換によるものです。

件数は 10 件、面積 14,861 平方メートル、田 5 筆 3,521 平方メートル、畑 11 筆 11,340 平方メートルとなっています。

次に、5 ページの賃貸借権設定について、こちら賃貸借権設定については、すべて経営拡大によるものです。

件数は 12 件、面積 74,511 平方メートル、田 31 筆 31,346 平方メートル、畑 16 筆 43,165 平方メートルとなっております。

次に、9 ページ使用貸借権設定について、32 番及び 33 番は経営拡大によるもの、34 番は貸付人の要望によるものです。

件数は 3 件、面積 2,965 平方メートル、田 3 筆 2,115 平方メートル、畑 2 筆 850 平方メートルとなっております。

今回、申請のあった案件については農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した農業委員の方で、疑問点等がある方がおりましたらお願いします。

何か、ございませんか。

担当委員

ありません。

議長

それでは、所有権移転の 161 番、賃貸借権設定の 189 番、190 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

工藤委員。

5 番工藤委員

152 番の譲受人が七戸町になっていますけれども、詳しく説明していただけますか。

谷川主査

152 番の譲受人が七戸町となっておりますけれども、こちら七戸町の営農大学校に通っておりまして、今の 3 月に卒業予定で、

4月になればこちらの方に戻ってくるということで、あらかじめ尾崎のところを所有権移転するということになっております。

事務局長

補足します。こちらの方、営農大学校の2年生で果樹の方を専攻しております、元々親が平川出身で東京の方です。農業をやりたいということで、七戸町で勉強をしてきまして、2年間の研修を終えて、いよいよもって平川市において農業を始めるということで、新規就農者となる予定です。元々は沖館の方で、沖館で農業を行うということです。祖母の畑が浪岡にありますが、こちらの方は借りずに別で新規でやるということで、とりあえず今求めたのが尾崎の農地ということになっております。

以上です。

5番工藤委員

今現在持っている経営面積はどこ土地なのか。

谷川主査

尾崎川合の方に樹園地として、譲受人の名義で所有しております。

議長

他に、ございませんか。

葛西委員。

12番葛西委員

賃貸借の192番の譲受人の株式会社NGFはどういう会社なのか知りたいです。

谷川主査

192番の会社はりんご、いちご、シャインマスカットというかたちで経営の方をしております。

議長

他に、ございませんか。

柴田委員。

14番柴田委員

所有権移転の160番ですけれども、別添2の資料で見れば161番が贈与、162番は交換と書いておりますが、これは資料と違うのではないかと。

谷川主査

今ご指摘ありました別添2の資料の米印のところですが、161番が贈与、162番は交換と記載されておりますけれども、こちら誤りでありまして、160番が贈与、161番が交換という風に1つ番号が飛んでおりました。申し訳ありません。訂正の方をお願いいたします。

議長

他に、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、所有権移転の 161 番は、16 番小山内委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、小山内委員に退席を求めます。

(小山内委員、退席)

議長

それでは、所有権移転の 161 番について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、161 番を原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
小山内委員の入室を許可します。

(小山内委員、着席)

議長

次の賃貸借権設定の 189 番及び 190 番は、私の個人の案件でありますので、案件審議に入る前にここで山口職務代理者と議長を交代いたします。

議長 (18 番山口  
委員)

それでは、しばらくの間議事進行を務めさせていただきます。

議長

それでは、賃貸借権設定の 189 番及び 190 番は、13 番今井委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、今井委員に退席を求めます。

(今井委員、退席)

議長

それでは、賃貸借権設定の 189 番及び 190 番について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、189 番及び 190 番を原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
今井委員の入室を許可します。

(今井委員、着席)

議長

これで今井委員と議長を交代いたします。ありがとうございます。

議長 (今井龍美)

次に、議案第 101 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

10 ページをご覧ください。

議案第 101 号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

11 ページをご覧ください。

所有権移転については、216 番から 14 ページの 226 番までが経営拡大、227 番が双方無償による交換、228 番から 236 番までが耕作便利によるものです。

件数は 21 件、面積 86,616 平方メートルで、田 31 筆 46,411 平方メートル、畑 18 筆 40,205 平方メートルとなっております。

なお、売買価格については、別添 3 の資料のとおりです。

谷川主査

次に 17 ページ、利用権設定については、全て経営拡大によるものです。19 ページの 42 番から 46 番までは農地中間管理事業による一括方式の利用権設定となっております。

件数は 10 件、面積 62,281 平方メートル、田 21 筆 55,812 平方メートル、畑 7 筆 6,469 平方メートルとなっております。

今回、申請のあった案件については改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 16 番小山内委員、18 番山口委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは、所有権移転の 227 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

七戸委員。

平賀-3 七戸委員

226 番は借入だけが多くなっていますが、この人はおそらく法人化しているのだと思うのですが。

事務局長

はい、そのとおりです。個人の面積がこの面積になっていると思います。残りの部分に関しては、こちらに記載されておられませんけれども、会社の法人の名義になっているので法人の面積になっていると思います。

議長

他に、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、所有権移転の 227 番は、16 番小山内委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、小山内委員に退席を求めます。

(小山内委員、退席)

議長

それでは、所有権移転の 227 番について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、227 番を原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
小山内委員の入室を許可します。

(小山内委員、着席)

議長

次に、議案第 102 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

事務局長補佐

22 ページをご覧ください。

議案第 102 号 平川市農地利用最適化推進活動に関する規程の改正案について、農地利用最適化交付金事業実施要綱において、最適化交付金の運用方法が変更されたことにより、別紙のとおり平川市農地利用最適化推進活動に関する規程の一部を改正することについて承認を求めるものです。

農地利用最適化交付金事業については、令和 4 年度に大幅な見直しが行われ、その内容については、これまでも総会等においてご説明したところでありますが、今年度は、11 月に交付金の使途・運用に係る見直しが行われました。

今回審議していただく内容は、要綱の一部改正とこの見直しによる規程の改正並びに交付金の取扱いに係る変更点となりますので、総会資料とは別に配布しております、別添 4 をご覧ください。



ここでは、今回改正する内容の主なものについて説明いたします。まず、1 ページをご覧ください。こちらは規程の改正に係る新旧対照表です。

最初に第 4 条第 3 項です。この部分は、報酬の能率給の原資について記述しているところです。改正前は(1)の委員等の実績に応じた交付金から必要経費を除いたものと、(2)の委員会の実績に応じた交付金から必要経費を除いたもの、この 2 つの合計額としておりましたが、改正後は(1)と(2)の記述は削除し、委員等の実績に応じた交付金のみとなります。これについては、図を使って説明したほうがわかりやすいと思いますので、別添 4 の 14 ページをご覧ください。

これは、最適化交付金を図に示したものです。

左の図のとおり、交付金は、全体の 7 割を「委員等の活動・成果実績に基づく交付金」、3 割を「農業委員会の成果実績に基づく交付金」としております。昨年度までは、この 3 割を占める農業委員会の実績に応じた交付金で、必要経費を除いた残額をすべて能率給の財源として流用することができましたが、今年度からはこの流用が原則禁止となりました。15 ページの図の真ん中と右です。下の方から矢印を引っ張ってバツ印をしておりますが、去年はバツ印がありませんでした。今年の 11 月にバツ印がついた「農業委員会の成果実績に基づく交付金」で余ったものを報酬の方に回せないということに決まりました。そのため、規程の改正案では、全体の 7 割を占める「委員等の活動・成果実績に基づく交付金」のみで能率給を支給することになります。また、この資料を見てお分かりかと思いますが、昨年度の能率給に充てた金額は 583 万 8 千円でしたが、今年度はその約半分の 324 万 6 千円となりますので、ご了承願います。

なお、規程の改正案では「委員等の最適化活動の推進のための経費を除く額」と記述しておりますが、この経費については、全体の 3 割を占める「農業委員会の成果実績に基づく交付金」で賄いますので、交付金の純然たる 7 割が能率給の財源となることを申し添えておきます。

次に、資料 2 ページに戻りまして、第 4 条の第 4 項です。

この部分は、能率給の原資をどのように按分して支給するかを記述しているところです。改正前は、活動日数の目標達成に応じた評価点で 3 割、総会等の出席率で 3 割、均等割となる委員の年間在籍期間で 4 割としておりましたが、改正後は、活動日数の目標達成に応じた評価点と総会等の出席率で各 4 割、均等割となる委員の年間在籍期間で 2 割といたします。

事務局長補佐

今年度の能率給の支給対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となりますが、要綱では、この期間内で月当たりの平均活動日数が1日未満、つまり年間で12日未満の活動しかない委員には、その委員に対する交付金が翌年度から交付されないことになっています。

今回は免れましたが、月当たりの平均活動日数が1日未満の委員がいた場合に、均等割で計算した能率給を支給することが可能なかどうか青森県農業会議に確認したところ、「好ましくない」との見解をいただきました。また、最適化交付金から支払われる能率給は、あくまでも活動記録日数を重視して支給されるべきものとの意見もいただきましたので、今回の改正案では、能率給の算出根拠となるこの按分比率を3:3:4から4:4:2へ改正いたします。

また、今回の農業会議からの意見を遵守し、今回の改正案には、第4条に第5項を新たに加え、月当たりの平均活動日数が1日未満となった委員は評価点を0点とし、能率給を支給しないこととします。

以上が、今回改正する内容の主なものとなります。その他の改正は、字句の修正や最適化活動項目の一部削除等となります。

最後に、16ページをご覧ください。

こちらは、先ほど説明しました按分比率4:4:2で計算した能率給の算出方法となります。財源が約半分になった影響もございまして、今年度の能率給は一人当たり約10万円前後となる予定です。なお、この改正案が承認され次第、委員個々の能率給計算を行い、今年度3月29日付で支給予定としておりますので、よろしく申し上げます。

私からは以上となります。

議長

それでは、議案第102号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり承認することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり承認いたします。次に、議案第103号を議題とし、事務局に説明を求めます。

23 ページをご覧ください。

議案第 103 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等（案）について、このことについて、令和 4 年 2 月 2 日付 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定する必要があるため、審議を求めるものです。

令和 4 年度に大幅な見直しが行われた農地利用最適化活動の推進について、経営局長通知の中では「毎年度、3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定」し、「4 月末までに県農業会議の確認を受けた上で公表するとともに、県知事に報告する」こととしております。

今回審議していただく内容は、令和 5 年度の最適化活動の目標設定を基に一部を修正したものとなりますので、総会資料とは別に配布しております、別添 5 をご覧ください。

この資料では、令和 5 年度の目標設定から修正した部分を赤字で表記しております。今回は、この赤字で示した部分を中心に説明いたします。

まず、1 ページ目の「I 農業委員会の状況」ですが、「2 農家・農地等の概要」の右側にある表の「認定農業者」等の経営体数については、市の農林課が県へ毎年報告する「担い手の農地利用集積状況調査」の令和 4 年度末現在の数値を基にしております。この詳細については説明を省略いたしますが、前年度よりも個人・団体ともに担い手農家が増加している状況がわかります。

次に、下段にある「耕地面積」ですが、令和 4 年度に公開された「耕地及び作付面積統計」の数値となります。ご覧のように、全体の耕作面積は前年度と変わりませんが、田が 10 ヘクタールの減、畑が 10 ヘクタールの増となっています。

次に、2 ページをご覧ください。

「II 最適化活動の目標」の「1 最適化活動の成果目標」ですが、「(1)農地の集積」の「①現状及び課題」について、「これまでの集積面積」は令和 4 年度末現在の「担い手の農地利用集積状況調査」により 3,210 ヘクタール、集積率は 62.4%となり、前年度比で面積が 383 ヘクタール、集積率が 7.4%の増となりました。これは、令和 4 年度末までに農地の集積が進んだことを意味しており、前年度の集積率目標だった 57.0%を大きく上回る結果となりました。よって、令和 3 年度の 55.0%から毎年 1%ずつ積み上げていくという当初の集積率目標を大きく改めることといたしました。

来年度以降の集積率については、この 62.4%を起点として、目標を毎年 1%ずつ積み上げる方向とし、「㊟目標」の今年度末の集積率は上げ幅を少し増やして 64.0%とします。また、農地面積 5,140 ヘクタールにこの集積率をかけた 3,290 ヘクタールを累計の農地集積面積目標とし、新規の集積面積目標を 80 ヘクタールとします。

次に「(2)遊休農地の解消」の「㊟現状及び課題」の遊休農地の面積ですが、今年度実施した農地パトロールの結果から 3.1 ヘクタール減の 10.6 ヘクタールとなりました。これは、去る 12 月の総会で承認いただいた非農地認定の分を除いたものになりますが、前年度よりも減ったとはいえ、遊休農地は高齢化や後継者不足により増加する傾向があることには変わりありません。現に「㊟目標」の「イ. 新規発生遊休農地の解消」には、農地パトロールにより新たに発生した遊休農地として 1.2 ヘクタールという数値が挙がっております。前年度よりも 8.2 ヘクタール減となりますが、今後も遊休農地の解消については、引き続き農業委員会全体で取り組んでいきたいと思っております。

次に、3 ページをご覧ください。

「(3)新規参入の促進」については、農業委員会が把握している過去 3 年間の数値を基に、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積として 22.4 ヘクタールを目標とします。

「2 最適化活動の活動目標」については、(1)と(2)は今年度目標と同じ数値であります。「(3)新規参入相談会への参加目標」について、開催時期は「9 月下旬」を「9 月上旬」に、開催場所は「未定」から「ひらかドーム」に、開催内容は「地域ブランドフェア」を「ひらかわフェスタ 2024」に、それぞれ修正いたします。

なお、最適化活動を行う日数目標については、令和 6 年度も月 10 日となります。先ほど承認いただいた「平川市農地利用最適化推進活動に関する規程」の改正に伴い、活動記録簿の作成が更に重要となりますので、4 月からは、率先して農業委員・推進委員として活動していただき、どんな小さな出来事でもいいので忘れないうちに書き留めていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上が令和 6 年度最適化活動の目標の設定等(案)となります。

なお、市のホームページで公表するまでの間に、数字や字句などの詳細を精査する必要がありますので、今後、発生する数字や字句の修正などについては、事務局に一任願いたいと思っております。

事務局長補佐

以上で説明を終わります。

議長

それでは、議案第 103 号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり承認することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり承認いたします。  
次に、議案第 104 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主事

24 ページをご覧ください。

議案第 104 号 特定農地貸付け承認申請に係る農業委員会の承認について、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、特定農地貸付けについて別紙のとおり申請があったので審議を求めるものです。

25 ページ及びお配りした別添 6 も併せてご覧ください。

初めに、配布資料のご説明をいたします。

(配布資料説明)

続きまして、本議案の概要についてご説明いたします。

こちらは、地方公共団体及び農業協同組合以外の者、本案件では市内の一般社団法人が市民農園を開設するための手続きであり、農業委員会の承認が得られた場合、当該農地において市民農園利用者へ行う貸付けについては、農地法第 3 条第 1 項に基づく許可が不要になるというものです。

本申請の内容については、総会資料 25 ページに記載のとおりです。

苗生松の畑 1 筆、4,417 平方メートルの内 2,132 平方メートルを農地所有者である個人から、一般社団法人と貸付協定を締結した平川市が賃貸借により借受け、平川市から市民農園の実施主体である一般社団法人へ同農地を同じく賃貸借により貸付けるというものです。

平川市を通した賃貸借となっているのは、今回のように、公的性格を持たない者が市民農園の開設者となる場合、行政機関による支援体制を確保しておく必要があることから、制度としてこのような仕組みとなっているためです。

なお、本資料に記載はございませんが、市民農園の開設期間は令和6年5月1日から11月30日まで、1区画の面積は28.8平方メートル、区画数は全部で15区画を予定しており、一般社団法人が市民農園開設者として管理・運営を行うものとなっております。

次に、審議内容についてご説明いたします。

市民農園としての特定農地貸付を承認するためには、別添6の特定農地の貸付に係る承認要件に記載のとおり、要件6つを満たす必要があります、それぞれの要件についてご説明いたします。

1番、申請地の位置及び区画面積についてです。

①周辺地域における農用地の農業上の利用に影響を及ぼさないような位置にあるかですが、総会資料26ページをご覧ください。

申請地は松崎小学校から南西へ約800メートルの所に位置します。土地利用計画は27ページ及び28ページのとおり、1筆4,417平方メートルの内、道路に面した2,132平方メートルを市民農園として利用するものです。集団優良農用地を分断し集団性を損なわせるような位置ではないことから、周辺農用地の農業上の利用に影響はないと考えます。

別添6に戻ります。No.1の⑩アール未満の農地貸付かであるかについてです。

先ほども申し上げたとおり、1区画の面積は28.8平方メートルとなっております、かつ貸付規程により1人が同時に借りられる区画は2区画までとしているため、最大でも57.6平方メートルの貸付けとなっております。

2番、募集及び選考の方法です。

相当数を対象として定型的に行われる公平かつ適正な貸付けかですが、一般公募により利用者を募集、決定することになっており、また、申込者が募集数を上回る場合は、抽選により利用者を決定することとされており、公平かつ適正なものであると認められます。

3番、貸付期間です。5年を超えない農地の貸付けかについてですが、貸付規程により、貸付期間は1年とされております。

4番、適切な利用を確保する方法が有効かつ適切なものかですが、貸付規程により、開設者は管理人を設置し、定期的な見回り並びに利用者に対する必要な指示、作物の栽培等の指導を行うこととされており、有効かつ適切な利用が確保されていると認められます。

佐藤主事 5番、栽培の目的です。営利を目的としない栽培に供するための貸付けかですが、こちらも貸付規程により営利目的での栽培を禁止しております。

6番、小作人の有無ですが、申請地に小作人はおりません。

以上のとおり、特定農地貸付として承認する要件は備えているものと思われます。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第104号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

小野委員。

尾上-1 小野委員 まずは所有者から市が借りて、それを実施主体の団体に貸し付ける、それをまた希望者の方にこの区画で貸し付けるということですか。

佐藤主事 そのとおりです。

尾上-1 小野委員 想定される賃貸借料はどのくらいなのか。

佐藤主事 個人の方から市へ、市から一般社団法人への土地の賃貸借料に関しては3万円、利用者の方は1区画5千円を予定しています。

尾上-1 小野委員 1反歩で3万円なのか。

事務局長 総額で3万円です。利用者への貸付料金に関しては、配布している規程に記載されているとおりです。

議長他に、ございませんか。

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、報告5件を一括して、事務局に説明を求めます。

29 ページをご覧ください。

報告第 76 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

30 ページをご覧ください。

116 番から 118 番は他者へ貸付するため、119 番から 121 番は他者へ売買するため、122 番と 123 番は借受人へ売買するため、124 番は貸付人が耕作するため、125 番から 127 番までは借受人の要望により解約するものです。

件数は 12 件、面積 83,002 平方メートル、田 20 筆 32,879 平方メートル、畑 14 筆 50,123 平方メートルとなっております。

続いて、34 ページをご覧ください。

報告第 77 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

35 ページの 44 番は、他者へ貸付するため解約するものです。

件数は 1 件、面積 5,038 平方メートル、地目はすべて畑となっております。

続いて、36 ページをご覧ください。

報告第 78 号 市街化区域内農地の転用届出の取消願について、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内農地の転用届出の取消願が、当事者双方の願いにより提出され、受理したので報告するものです。

37 ページをご覧ください。

今回提出があったのは、昨年令和 5 年の 11 月 28 日付指令第 12 号にて届出があり、令和 5 年 12 月 13 日第 23 回総会にて報告した案件でございます。

取消の理由についてですが、譲受人の事業融資が不承認となったためです。

当初、既存住宅を改修してレストランを開業、当該農地は店舗駐車場となる予定でしたが、融資が承認されなかったため届出を取消すこととなりました。

なお、市街化区域内の転用については、転用許可の場合と異なり、融資証明等の提出も義務付けられておりませんが、口頭で資金の見通しがあるか確認はしていたところです。

次に、報告第 79 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので、報告するものです。



谷川主査

41 ページをご覧ください。

3 番の申請地は、42 ページのとおり、尾上総合支所から北へ約 250 メートルに位置しております。

土地利用計画は、43 ページのとおり、駐車場用地です。これまでも駐車場として使用していましたが、国土調査により農地であることが判明したため届け出るよう指導したものです。

次に、4 番の申請地は 44 ページのとおり、こちらも同じく尾上総合支所から北東へ約 250 メートルに位置しております。

土地利用計画は 45 ページのとおり、車庫の建築です。これまでも車庫として使用しておりましたが、同様に国土調査により農地であることが判明したため指導したものです。

次に、46 ページをご覧ください。

報告第 80 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について、このことについて、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

今回の届出地は 48 ページのとおり、大坊小学校から南に約 700 メートルに位置しております。土地利用計画は、49 ページのとおりで、盛土後は野菜を作付けする予定です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 26 回総会を閉会いたします。

**【閉会 14 時 51 分】**